

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

令和元年6月
総務省

1 趣旨

免税軽油の譲渡については、その譲渡を引取りとみなして課税（みなす課税）される（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第144条の3）ところ、自衛隊の船舶の使用者が「我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるもの」に基づき当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため免税軽油を譲渡する場合には軽油引取税を課さないものとする特例が規定されている（法附則第12条の2の7第6項。政令で定める国際約束は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）附則第10条の2の2第11項で規定。）。

今般の第198回国会において、「日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」（以下「日仏ACSA」という。）及び「日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」（以下「日加ACSA」という。）が承認され、日仏ACSAについては令和元年6月26日に、日加ACSAについては同年7月18日に、それぞれ発効する予定であることから、政令で定める国際約束として、日仏ACSA及び日加ACSAを追加する等の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 令附則第10条の2の2第11項に日仏ACSA及び日加ACSAを追加する。
- (2) 改元に伴う元号の年表示等に係る規定の整理を行う。

3 施行期日

日仏ACSAの効力発生の日（※1）から施行する。ただし、日加ACSAに係る規定については日加ACSAの効力発生の日（※2）から、2(2)（規定の整理）に係る規定については公布の日から、それぞれ施行する。

※1 日仏ACSAは各当事国政府が協定の効力発生に必要な自己の内部手続（我が国では日仏ACSAの国会承認及び防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成31年法律第19号。以下「防衛省設置法等改正法」という。）の成立が該当）を完了した旨を相互に通告し、遅い方の通告が受領された日（令和元年5月27日）の後30日目（令和元年6月26日）に効力を生ずる。

※2 日加ACSAは両当事国政府が協定の効力発生に必要な自己の内部手続（我が国では日加ACSAの国会承認及び防衛省設置法等改正法の成立が該当）を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日（令和元年6月18日）の後30日目（令和元年7月18日）に効力を生ずる。